

新潟市

アグリ特区保証制度資金

国家戦略特区の指定により、商工業とともに新潟市内で農業を営む場合、事業資金に対して信用保証協会の保証を受けられることとなりました。

例えば、このような事業をお考えの皆さまに

餅加工を営む稲作農家様

資金使途例

商工業

- ・餅加工設備購入費

農業

- ・もち米生産にかかる種苗代、肥料代



果樹栽培を営む食品加工業者様

資金使途例

商工業

- ・果物加工設備購入費

農業

- ・果樹栽培にかかる植栽費、果樹棚設置費



農産物直売所を営む畑作農家様

資金使途例

商工業

- ・直売所の建築費

農業

- ・販売農産物の生産にかかる人件費



野菜栽培を営む飲食サービス業者様

資金使途例

商工業

- ・生産物の調理、提供にかかる人件費

農業

- ・野菜栽培にかかる温室建設費



3つのポイント

1 農業資金でも信用保証協会の保証を受けられます！

商工業とともに新潟市内で営む農業の実施に必要な事業資金について、信用保証協会の信用保証を受けることができます。

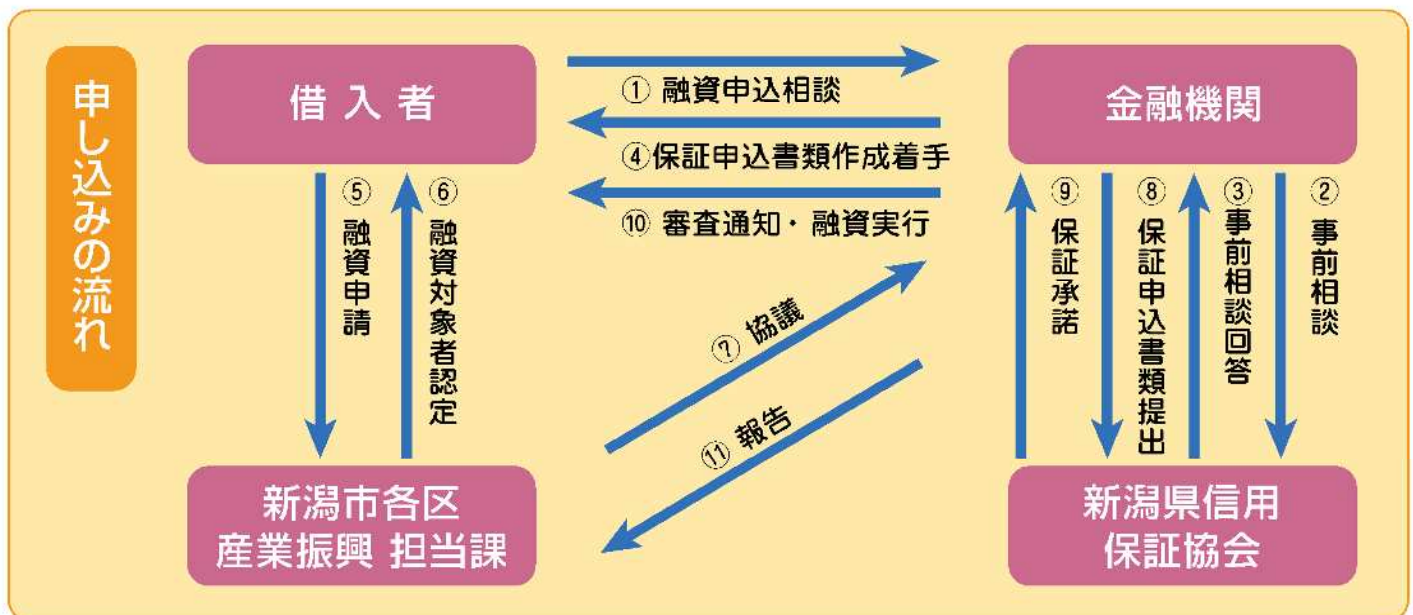
2 信用保証料の補助を受けられます！

- ・融資額が1,000万円以内の場合、保証料の100%を新潟市が補給。
- ・融資額が1,000万円超～5,000万円以内の場合、保証料の50%を新潟市が補給。

3 固定・低金利で借入できます！

- ・償還期間5年以内の場合、貸付利率1.6%(固定)
- ・償還期間5年超えの場合、貸付利率1.8%(固定)

対象者	商工業とともに、新潟市内において農業を営む中小企業者、農事組合法人、個人
資金用途	商工業とともに新潟市内で営む農業の実施に必要な事業資金 (商工業の実施に必要な運転資金及び設備資金と混在する資金を含む) ※商工業資金のみの場合は対象となりません
償還期間	運転資金:10年以内(うち据置期間2年以内) 設備資金:15年以内(うち据置期間2年以内)
貸付利率(固定)	償還期間5年以内:年1.6% 償還期間5年超え:年1.8%
貸付限度額	一事業者 3億5,000万円
信用保証	新潟県信用保証協会の信用保証付き
保証料率	借入金額に対し0.8%
担保	取扱金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる
保証人	原則として法人代表者のみ
保証料補助	・融資額 1,000万円以内:保証料の100%を補助 ・融資額 1,000万円超え5,000万円以内:保証料の50%を補助



【1】融資申請の担当窓口

各窓口	住所	電話番号
北区役所産業振興課	北区東栄町1丁目1番14号	025-387-1365
江南区役所産業振興課	江南区泉町3丁目4番5号	025-250-4816
秋葉区役所産業振興課	秋葉区程嶋2009番地	0250-25-5689
南区役所産業振興課	南区白根1235番地	025-372-6507
西区役所農政工商課	西区寺尾東3丁目14番41号	025-264-7630
西蒲区役所産業観光課	西蒲区巻甲2690番1号	0256-72-8431

【2】制度全般に関するお問い合わせ先

窓口	新潟市農林水産部農林政策課
住所	〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 (古町ルフル6階)
電話番号	025-226-1768
FAX	025-226-0021
E-mail	nosei@city.niigata.lg.jp

※東区・中央区在住の方は、江南区役所産業振興課が担当窓口となります。

